

報道関係者各位

令和6年3月13日

国民健康保険手続きの一部オンライン申請の開始

～「いつでも」「どこでも」「スピーディー」な申請手続きが可能に～

国民健康保険の一部の手続きがオンラインでできるようになりました。

従来、窓口にお越しいただく必要があった以下の2つの手続きについて(もしくは郵送によるやりとり)、パソコンやスマートフォンから「いつでも」「どこでも」「スピーディーに」24時間行うことができます。この2つの手続きのオンライン申請は府北部5市では初めての取り組みです。

高額療養費の申請について、これまで該当する月ごとに領収書を窓口へ持参し手続きいただく必要がありましたが、令和6年1月診療以降分については、一度口座のご登録をいただくことで今後は該当する月ごとに高額療養費が指定口座に振り込まれます。

市民の「窓口へ出向く必要がなくなしてほしい」との要望や国もオンライン化を推し進める中で、今回のオンライン申請や手続きの簡素化で、市民の利便性の向上と行政事務の効率化の実現が期待されます。

1 国民健康保険手続きの一部オンライン申請

(1) 開始日

令和6年3月13日(水)

(2) オンライン申請が可能となる手続き

①社会保険加入(国民健康保険組合含む)による国保資格喪失の手続き

②国民健康保険加入中の修学(学生)による舞鶴市からの転出の届出

[申請手続、必要書類]

	①社会保険加入	②修学による転出
オンライン申請できる人 (右のいずれかの人)	・ <u>国保資格を喪失する人の世帯の世帯主</u> ・ <u>同居の世帯員</u> ※別住所の人や、住所が同じでも別世帯の人によるオンライン申請は不可	・ <u>修学する人の転出前の世帯の世帯主</u> ・ <u>同居の世帯員</u> ・ <u>修学する人</u>
手続きに必要なもの ※右記載の書類を申請フォーム内にて読み取り・添付	・ <u>マイナンバーカード</u> もしくは <u>申請される人の身分証明書</u> (マイナンバーカードや運転免許証など顔写真つきの場合1点、顔写真がない場合健康保険被保険者証や年金手帳など2点) ・ <u>新しい勤務先の健康保険証</u> (国保資格喪失される人全員分) ・ <u>健康保険資格取得証明書</u> (上記のいずれか)	・ <u>修学する方の在学証明書</u> (申請する年度に発行されたもの) ・ <u>学生証</u> (有効期限の記載があるもの) (上記のいずれか)

舞鶴市 保険医療課 (担当: 山本哲也)

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL: 0773-66-1003、FAX: 0773-62-7957

E-mail: hokeniryu@city.maizuru.lg.jp



SDGs 未来都市

[申請後の流れ]

申請後、申請者に対し、申請フォームから受付メールが送付されます。その後翌開庁日以降5日以内に申請者に対し手続き状況をメールでお知らせします。

① 社会保険加入による国保資格喪失

保険料が変更となる場合、手続き完了の翌月に世帯主宛に保険料変更または精算を通知します。
(口座振替金額の変更、金額変更に伴う納付書の送付または還付)

② 国民健康保険加入中の修学(学生)による舞鶴市からの転出

対象者の保険証の有効期限が変更されるため、新規申請の場合は現在の保険証と差し替えを行い、継続申請の場合は郵送します。

(3) 舞鶴市ホームページ 「国民健康保険手続きの一部オンライン申請の開始について」

<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kenkou/0000012174.html>

2 高額療養費手続きの簡素化の申請

1か月の医療費が世帯の収入・所得に応じて決められた限度額を超えたとき、その差額(高額療養費)の払い戻し手続きについて、これまでは該当する月ごとに領収書を持参の上、窓口で申請手続きにより払い戻しを行っていましたが、次のとおり、手続きを見直すことで、国保加入者の手続きの負担を軽減します。

(1) 開始日

令和6年3月18日(月)

(2) 対象の医療費

令和6年1月以降の診療分の高額療養費

(3) 手続きの流れ

① 対象者への案内

高額療養費に該当した人へ申請書を送付(初回該当のみ)

② 口座登録の申請書の提出

本人口座を記入した申請書を提出

③ 高額療養費の振り込み

高額療養費に該当する月ごとに、自動的に指定口座に振り込み

(※ただし、国保料に滞納があるなど、一部簡素化対象にならない場合があります。)

3 対象者

(1) 国民健康保険手続きの一部オンライン申請

① 社会保険加入による国保資格の喪失…年間約1,500件

② 修学による転出…年間約40件

(2) 高額療養費手続きの簡素化の申請

年間約3,300件

